

カルストの風



平成30年7月発行
美祢市学校事務共同実施会
じむだより 第52号
大嶺豊田前グループ担当

夏休みがそろそろ来ています。多忙な日々は続きますが、息抜きは必要です。ぜひ、時間を作って、リフレッシュしましょう。

カルストの風（共同実施じむだより） 第52号を発行します。よろしくお祈いします。

*** 市・県民税について知っていますか? ***

各市から市民税・県民税の特別徴収税額の通知書が届いていると思います。市・県民税は、その年の1月1日に住んでいる市や県に納める税金で、昨年中の収入に応じて6月から翌年5月まで納付します。6月から納付額が変わっていますので、給与支給明細書の「住民税」をチェックしましょう！

◇算出方法◇

前年の総所得金額 - 所得控除額 = 課税総所得金額【①】（千円未満切り捨て）

市民税年額 = ① × 6% + 3,500円 - 調整額（百円未満切り捨て）

県民税年額 = ① × 4% + 2,000円 - 調整額（百円未満切り捨て）

（市民税年額 + 県民税年額） ÷ 12月 = 毎月の納付額

※所得控除額は、社会保険料、生命保険料、地震保険料、配偶者控除、扶養控除等です。

※一部の地域を除き、税率は一律10%（市6%、県4%）です

※調整額は、課税所得額の多寡に応じて異なります。通知書で確認してください。

※年末調整で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除は、住民税から控除されます。

いくら払っているの？



*** 備品点検について ***

毎年職員作業等で備品点検をされていると思いますが、物品一覧等での現品確認だけで終わらせていませんか？

しっかりと備品点検をすることで、修理が必要な備品や廃棄した方がよい備品などが分かります。備品点検で物品一覧表等に修正があった場合は事務職員が最新の情報に反映されるよう事務処理を行います。

ポイントを押さえておくと
翌年の点検がスムーズにできるよ！

備品点検の5つのポイント

- 備品が定所定位置に保管されていますか
- 備品シールが剥がれていませんか（事務職員がシール作成ソフトを持っています）
- 備品シールが貼れない備品は目印等の工夫がされていますか
- 備品が故障・破損していませんか（カビ等が生えて使用不能になる備品は要注意）
※ 授業等で故障した場合や破損した場合は速やかに申し出ましょう
- 廃棄済の備品がそのまま保管されていませんか

※ 不明な点などがあれば事務職員へ確認しましょう



備品点検後の廃棄について

備品の廃棄は教育委員会より承認が下りてから廃棄しましょう

廃棄方法や廃棄場所等は事務職員へ確認しましょう

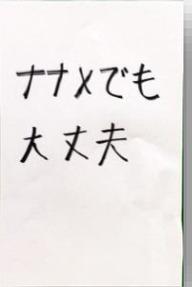
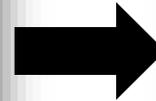
★ 教育に役立つ便利アプリの紹介 ★



Office Lens

「Office Lens」では、スマホやタブレットを使って撮影した紙やホワイトボードの写真を文書として読みやすく加工したり、クラウドに保存してほかの機器から開いたりすることができます。

- *授業中に子どものノートを撮影、提示する
 - *会議の記録を簡単にきれいに保存
- 簡易的なスキャナとしても大変便利です◎



ロイノート・スクール

すべての授業で使える

「思考力」「プレゼン力」「英語4技能（聞く・読む・話す・書く）」育成ツールです！



情報を共有し、学び合う

考えをまとめ発表する



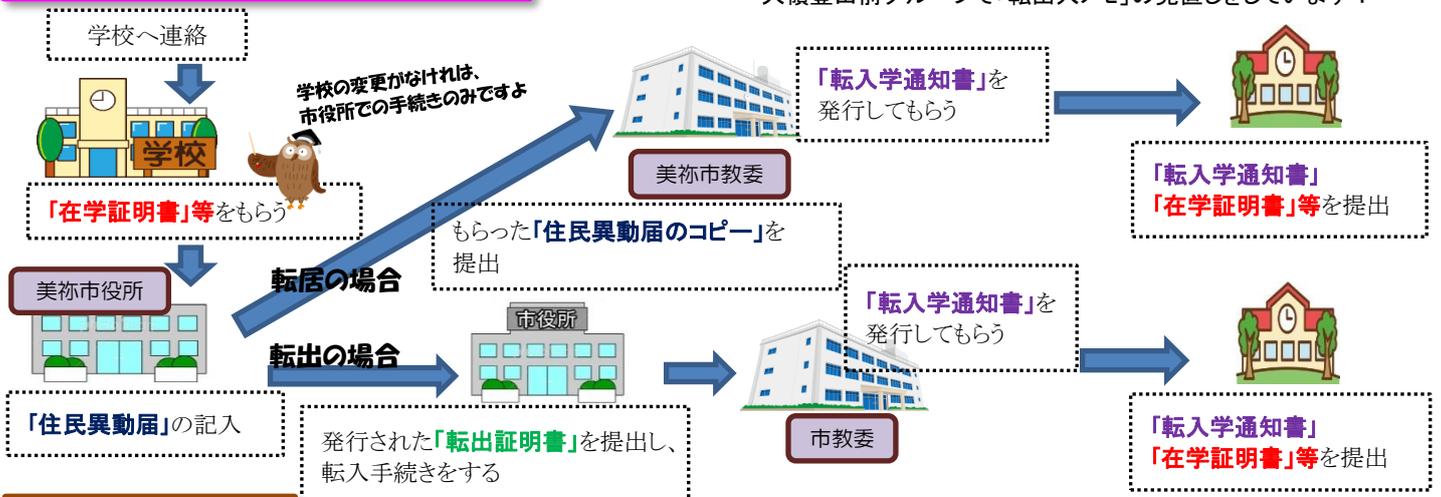
授業に役立つ シンプルで使いやすい機能がいっぱいですよ◎

★ 児童生徒の転出入の手続き ★

～保護者と関連書類の流れ～

大嶺豊田前グループで「転出入メモ」の見直しをしています！

転居(市内転)・転出(市外へ出る)



転入(市内に入る)

